

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成16年7月15日(2004.7.15)

【公表番号】特表2001-518123(P2001-518123A)

【公表日】平成13年10月9日(2001.10.9)

【出願番号】特願平9-530104

【国際特許分類第7版】

C 0 9 J 127/06

B 3 2 B 27/30

B 4 1 M 5/00

B 4 1 M 5/26

B 4 1 M 7/00

C 0 8 J 5/18

C 0 9 J 7/02

C 0 9 J 133/00

// C 0 8 L 27/06

【F I】

C 0 9 J 127/06

B 3 2 B 27/30 1 0 1

B 4 1 M 5/00 A

B 4 1 M 7/00

C 0 8 J 5/18 C E V

C 0 9 J 7/02 B

C 0 9 J 133/00

B 4 1 M 5/26 Z

C 0 8 L 27/06

【手続補正書】

【提出日】平成15年5月15日(2003.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成15年5月15日

特許庁長官 太田 信一郎 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第530104号

2. 補正をする者



名称 ミネソタマイニング アンド マニュファクチャリング
カンパニー

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬



4. 補正対象書類名

明細書及び請求の範囲

5. 補正対象項目名

明細書及び請求の範囲

6. 補正の内容

a) i) 明細書第1頁第2~3行目に「本発明は、…に関する。」とあるのを『本発明は基材(以下、「基板」とも呼ぶ)上の画像にホットメルト塗布するための透明層に関する。』と補正します。

ii) 明細書第10頁第22行目に「の力」とあるのを『重』と補正します。

b) 請求の範囲を別紙のとおり補正します。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通

請求の範囲

1. 画像形成した基材を被覆して保護するための層であって、

塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂、可塑剤および安定剤を含有する透明層で、画像形成した基材に有害な影響を与えることなく、該画像形成した基材の一主要面上で層が融解するのに十分な融解温度を有し、塩化ビニル樹脂の含量が49乃至72重量パーセントの範囲であり；アクリル樹脂の含量が9乃至33重量パーセントの範囲であり；可塑剤の含量が0乃至33重量パーセントの範囲であり；安定剤の含量が0乃至10重量パーセントの範囲である、層。

2. 前記層が、画像形成した基材上で、76°C乃至143°Cの範囲の温度において融解することにより再構成される請求項1記載の層。

3. 前記層が、0.05mm乃至0.13mmの範囲の厚さを有する請求項2記載の層。

4. 前記層が、画像形成した基材上で、88°C乃至143°Cの範囲の温度において融解することにより再構成される請求項1に記載の層。

5. 画像形成した基材を保護する方法であって、

(a) 剥離ライナーと、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂、可塑剤および安定剤を含有する耐久性透明層で、画像形成した基材に有害な影響を与えることなく、該画像形成した基材の一主要面上で層が融解するのに十分な融解温度を有し、塩化ビニル樹脂の含量が49乃至72重量パーセントの範囲であり；アクリル樹脂の含量が9乃至33重量パーセントの範囲であり；可塑剤の含量が0乃至33重量パーセントの範囲であり；安定剤の含量が0乃至10重量パーセントの範囲である、耐久性透明層との複合物を作成するステップと、

(b) 該組成物を融解することにより、前記複合物から前記層を、前記画像形成した基材に接触させるステップと
を含む方法。

6. 前記画像形成した基材が、画像、誘電体層、および底面層を備える静電印画紙である請求項5記載の方法。

7. 前記静電印画紙を湿式処理して前記底面層を除去するステップと、前記層および画像形成した基材を耐久性フィルムに積層して前記剥離ライナーを前記複

合物から除去するステップをさらに含む請求項6記載の方法。